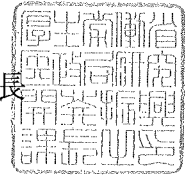


医政研発 0310 第 1 号
平成 23 年 3 月 10 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局
研究開発振興課長



「臨床研究に関する倫理指針」第3の(4)に基づく
倫理審査委員会情報の報告について（周知依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて臨床研究を実施する機関は、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）第 3 の (4) * に基づき、その倫理審査委員会に関する情報を毎年 1 回、厚生労働大臣に報告することとされています。

今般、別紙のとおり、電子的にウェブサイトを通じて報告するシステムを整備し運用を開始いたしましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、本報告の内容について御了知いただくとともに貴下関係機関等に対し、周知方お願いいたします。

※ 参考

第 3 倫理審査委員会

(4) 倫理審査委員会の設置者は、(2) に規定する当該倫理審査委員会の委員名簿、開催状況その他必要な事項を毎年一回厚生労働大臣等に報告しなければならない。

